



平成27年5月15日

各 位

会社名 日本精機株式会社  
代表者 代表取締役社長 高田 博 俊  
(コード番号 7287 東証第2部)  
問合せ先 事業企画本部総務統括部法務部  
シニアマネジャー 五十嵐 孝之  
(TEL 0258-24-3311)

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する 基本方針の非継続（廃止）に関するお知らせ

当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)及びこれに付随する当社株券等の買付け等に関するルールの導入を決定し、その後、平成21年5月15日開催の取締役会、平成23年5月13日開催の取締役会及び平成25年5月14日開催の取締役会において、それぞれ、所要の修正を行った上で、これを継続する旨の決定を行っております(以下、現在効力を有している当社株券等の買付け等に関するルールを「現行TKKルール」といいます。)

現行TKKルールの有効期限は、平成27年6月30日までとなっておりますが、当社は、本日開催の取締役会におきまして、その有効期間の満了日をもって現行TKKルールを継続しないことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、現行TKKルールを継続してまいりました。

しかしながら、TKKルールの導入時とは当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による株券等の大量取得行為に対する法制度の整備が進み、株主の皆様が適切な判断をするための環境を整えるという現行TKKルールの目的も一定程度担保されていることから、現行TKKルール継続の意義が相対的に低下していると考えられます。

このような状況を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月30日をもって現行TKKルールを継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、今後も当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するよう継続的に取り組んでまいります。現行TKKルールの非継続（廃止）後も、当社株券等の大量買付行為がなされる場合には、善管注意義務を負う受託者として、株主の皆様の適切な判断のために必要な情報の収集や情報開示に努めるとともに、法令及び当社定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上